

浜松市公告第953号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成28年9月6日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ浜松立野店  
浜松市南区立野町字辻95-1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

(変更前)

区分	氏名 (名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住所
小売業者変更	マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 神尾啓治	静岡県 駿東郡長泉町下長窪303番1
小売業者変更	株式会社たこ満	代表取締役 平松秀鉄	静岡県 掛川市大坂1465番地

(変更後)

区分	氏名 (名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住所
小売業者変更	マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 神尾啓治	静岡県 駿東郡長泉町下長窪303番1

3 変更年月日

2 - (1) 平成 26 年 2 月 28 日

4 変更する理由

2 - (1) 退店